

富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、町内の住宅(共同住宅及び借家を除く。)に家庭用防犯カメラを設置した者に対し、予算の範囲内で富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「家庭用防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として継続的に設置され、住宅の敷地内を撮影するために屋外に固定して設置される装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者又は所有者の同意を得ている者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 家庭用防犯カメラ及び家庭用防犯カメラで撮影した映像を確認するモニター、当該撮影した映像を記録する録画装置その他家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器(スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を除く。)の購入費
- (2) 家庭用防犯カメラを設置するために要する工事費
- (3) 家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を掲示することに係る経費

2 前項の規定にかかわらず、家庭用防犯カメラ及びモニター、録画装置その他の家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器を賃借により設置した場合は、補助対象経費としない。

(設置基準)

第5条 家庭用防犯カメラは、次に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 住宅の屋外に設置すること。
- (2) 不必要な個人の映像を撮影しないよう、住宅の敷地内を主とし

て撮影するよう撮影範囲に留意すること。

(3) やむを得ず撮影範囲に隣家が含まれる場合は、当該隣家に居住する者の承諾を得ること。

(4) 家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を行うこと。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、15,000円を限度とし、補助対象経費(消費税を含む)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 家庭用防犯カメラの概要及び設置に要する費用が分かる書類

(2) 富士川町家庭用防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書(様式第2号)

(3) 富士川町家庭用防犯カメラの設置及び運用に関する誓約書(様式第3号)

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、家庭用防犯カメラ設置の日から起算して30日を経過する日又は当該設置日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し(家庭用防犯カメラの品名及び販売店等が記載されており、これを購入又は設置したことを証するもの)

(2) 設置した家庭用防犯カメラの設置状況が分かる写真

(3) 富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付請求書(様式第6

号)

(補助金の交付)

第 10 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、補助金の交付の決定の内容に適合するものであるか審査し、適合すると認められたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他法令若しくはこれに基づく命令又はこの告示に違反したとき。

(交付台帳の整備)

第 12 条 町長は、補助金の交付の状況を富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付台帳(様式第 7 号)により記録するものとする。

(財産処分の制限等)

第 13 条 補助金の交付を受けて取得した家庭用防犯カメラは、当該交付の決定があった日から起算して 5 年間は、その目的に反して譲渡、売買、交換、廃棄、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

富士川町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書

富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、下記により申請いたします。

記

- 1 設置場所 富士川町
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 添付書類
- ・補助対象経費がわかるもの
 - ・設置箇所がわかるもの
 - ・富士川町家庭用防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書
(様式第2号)
 - ・富士川町家庭用防犯カメラの設置及び運用に関する誓約書
(様式第3号)
 - ・住民票の写し

承諾書

富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金の申請にあたり、対象となる要件を確認するため、私の住民基本台帳を閲覧することについて承諾いたします。

氏 名 _____

町民生活課確認欄

住民基本台帳の登録 有 ・ 無

住所 富士川町 _____

年 月 日 町民生活課長

富士川町長

富士川町家庭用防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書

私は、富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金を用いて、下記の住宅に家庭用防犯カメラを設置することに同意します。

記

申請者	住所 氏名
対象となる住宅の所在地	富士川町

住宅所有者

住 所 _____

氏 名 _____

富士川町長

申請者住 所

氏 名

富士川町家庭用防犯カメラの設置及び運用に関する誓約書

富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金の交付を受けて設置する防犯カメラについて、当該防犯カメラで撮影される個人のプライバシーを保護するため、その管理運用について、次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 防犯カメラの運用にあたっては、犯罪防止以外での使用を禁止し、特定の個人や建造物を撮影し、プライバシーを侵害することのないよう配慮します。
- 2 防犯カメラの撮影は、犯罪防止のために行い、録画されたデータから知り得た情報は、外部に漏らしません。
- 3 法令に基づく場合や捜査機関から犯罪捜査のため映像の情報提供を求められた場合は、責任をもって誠実に対応します。
- 4 防犯カメラの設置及び運用に関して苦情や問い合わせを受けた場合は、責任をもって誠実に対応します。

以上の遵守事項を確実に履行し、個人のプライバシー保護に万全を期するとともに、犯罪防止に協力することを誓約します。

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

富士川町長

富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金
について、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 却下
(理由)

富士川町長

申請者 住 所
氏 名

富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のありました、富士川町家庭用防犯カメラ設置費補助金を下記のとおり請求します。

記

補助金請求金額 金 _____ 円

補助金振込先	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	支店
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	

